

忘れていませんか？ 国民健康保険の届出



今まで勤めていた会社を退職し、健康保険がなくなってしまった方は**国民健康保険への加入**、または国民健康保険だった方が就職をし、会社等の健康保険に加入した場合は**国民健康保険からの脱退**の手続きが必要になります。

会社や健康保険組合から国民健康保険への連絡はありませんので、必ず町住民課国民健康保険係へ届出をしてください。

特に、国民健康保険に加入する方は、しばらく期間をおいて届出をした場合でも、加入日と保険税は、以前の健康保険を喪失した日までさかのぼりますのでご注意ください。

同じ世帯で次の表にあてはまるときは、その都度必ず届出をしてください。

図 住民課国民健康保険係 2115

▼国民健康保険に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
子どもが生まれたとき	印鑑・母子手帳
会社の健康保険から、本人または被扶養者が抜けたとき	会社の健康保険から、本人または被扶養者が抜けた証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

▼国民健康保険から抜けるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村に転出するとき	国民健康保険証
会社の健康保険に、本人または被扶養者が入ったとき	国民健康保険証・会社の健康保険証(保険証未交付の場合は、加入したことを証明するもの)
国民健康保険の加入者が死亡したとき	印鑑・国民健康保険証
生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証・保護開始決定通知書

▼その他

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わったとき	国民健康保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を一緒にしたり、分けたりしたとき	
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	本人確認できるもの(運転免許証や納税通知書)
退職者医療制度の対象となったとき	国民健康保険証・年金証書

人生の節目には国民年金の届出を忘れずに

20歳から60歳になるまでの40年間は、全員が国民年金の被保険者です。加入の種類は、職業などにより次の3つに分かれます。

- ・第1号被保険者(自営業者の方や学生・フリーター・無職の方など)
- ・第2号被保険者(会社員や公務員)
- ・第3号被保険者(会社員等)

の被扶養配偶者)

結婚や就職などにより加入の種類が変わるときは、年金の届出が必要です。届出の遅れが2年を過ぎた期間は、未納期間となってしまいますのでご注意ください。届出忘れや納め忘れから年金が受けられない、ということがないように、必ず手続きをしましょう。

次のようなときは、自分が国民年金の第何号被保険者なのか、確認してください。

- 就職したとき
- 退職したとき
- 結婚したとき
- 離婚したとき
- 第3号被保険者の配偶者(夫)が転職したとき
- 厚生年金・共済組合加入者の扶養からはずれたとき
- 手続きに必要なもの
健康保険資格喪失証明書、離職票、退職証明書、年金手帳、会社の保険証など

1 7 図 住民課国民年金係 211

ルールを守って!

ごみの分け方・出し方

第6回 「古紙・古着」

シリーズでお伝えしている「ごみの分け方・出し方」。さて今回は、資源ごみのうち「古紙・古着」についてお知らせします。左記の点に特にご注意ください、ごみの分別にご協力ください。

《古紙》

1. 品目ごとに束ねる

新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・紙製包装容器(マークがついているもの)の5品目に分別して、ひもで縛ってお出しください。



紙リサイクルマーク

2. 紙以外のものを混ぜない

金属・ビニール・プラスチック等の紙以外のものは、取り除いてお出しください。

《古着》

1. 透明・半透明の袋に入れる

古着が汚れないように袋に入れてお出しください。

2. 洗濯し、乾燥させる

汚れているものは洗濯してお出しください。また、濡れているとカビが発生します。よく乾燥してからお出しください。

3. 雨の日は次回に

雨に濡れてしまうと再利用できなくなりますので、次回以降のお天気の良い回収日にお出しください。

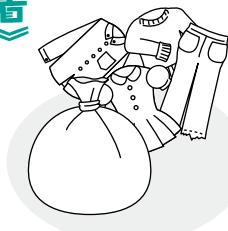
4. 破れたものは可燃ごみ

破れたものやボタン・チャックなどがなく再利用できないものは、可燃ごみの日にお出しください。

※資源ごみ全般を出すときの注意

それぞれの資源以外のは混ぜないでください。資源以外のものが混ざっていると、資源として再利用できなくなってしまう。

図 環境対策課 2252



長期優良住宅に係る固定資産税の特例について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）

から長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合、新築から5年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅については7年度分）の固定資産税が、2分の1相当額減額されます。

要件

①②③のすべてに該当するもの

- ① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により認定を受けた長期優良住宅
- ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から平成22年3月31日までの間に新築された住宅
- ③ 床面積が50㎡（1戸建以外の貸家住宅等は40㎡）以上280㎡以下の住宅であり、そのうち居住部分で120㎡相当分まで

手続き

減額の申告を行う場合は、新たに固定資産税が課される年度の初日の属する年の1月31日までに申告書に必要事項を記入のうえ、認定通知書の写しを添えて税務課固定資産税係へ提出してください。

154 税務課固定資産税係②

平成21年度固定資産税に係る土地の評価額について

土地の固定資産税は、評価額を基に算出した課税標準額により算定されます。

そしてこの土地の評価額は、3年に1度見直すことになっており、これを評価替え年度と呼んでいます。ただし土地価格の下落がある場合には、評価替え年度以外の年度でも、下落修正をしています。

平成21年度は、この評価替えの年度にあたるため、土地の評価額が変わります。平成21年度の評価額は、平成20年1月の価格を平成20年7月時点で修正したものを基準に算定しています。このため、平成20年の後半からの経済情勢の悪化による土地価格の下落は反映されていません。

また、平成18年度分、19年度分までは、前年の7月時点の土地価格が下落していたため、評価額も下落修正をしています。そして、平成20年度は、前年の7月時点の土地価格が上昇に転じたための評価額は据え置きとなっています。

このような状況からグラフにもあるように、平成21年度の評価額は、平成20年度と比較して大きく上昇している状況となっていますが、価格評価時点のずれによるもので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

なお、今年の7月の地価の状況が下落の場合、来年度の土地の評価額は下がることとなります。

※これらの内容は、市街化区域内の大部分の土地についてのものであり、市街化調整区域その他の土地では傾向が異なる場合もあります。

153 税務課固定資産税係②



男女共同参画シリーズ①

あなたらしく、わたしらしく

～これってDV?～

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為のことで、最も身近な犯罪です。

DVは、家庭内で起こるため外部にわかりづらく、被害者の方は、自分さえ我慢すればよい、家庭を壊したくない等のさまざまな葛藤の中で、身体的にも精神的にも追い詰められがちです。

また、親のDVは子どもへの虐待にもつながります。悪いのはあなたではありません！力であなを思いどおりにしようとする加害者です！

ちょっと勇気を出して、相談してみませんか？

DVに関する相談窓口

【面接】

役場女性相談	毎月第2水曜 10時～12時
役場人権相談	奇数月第3水曜

※日程等については、広報の無料相談コーナーでご確認ください。

【電話】

北足立福祉保健総合センター	☎048-541-0290
婦人相談センター	☎048-600-6060
上尾警察署(生活安全DV相談) 身の危険を感じるような緊急の場合は、迷わず110番へ	☎048-773-0110
女性の人権ホットライン (さいたま地方法務局)	☎0570-070-810

☎ 人権推進課⑨2241

町内地価動向変動イメージ図

